31千こ幼運第664号

資料６

令和元年１１月２８日

認定こども園代表者　様

千葉市こども未来局こども未来部

幼保運営課長

幼稚園、認定こども園における預かり保育の質の向上について（通知）

日頃より、本市のこども未来行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、千葉県経由で文部科学省及び内閣府から別添のとおり通知がありましたので送付いたします。

つきましては、当該通知に基づき、適切に実施されるようお願いします。

なお、幼児教育・保育無償化の対象として実施する預かり保育については、下記のとおり子ども・子育て支援法施行規則第１条の２に定める基準を満たすことが要件とされています。

当該基準を満たすとともに、一層の質の向上を図っていただきますようお願いします。

記

１　預かり保育の実施体制について

・幼児教育・保育無償化の対象として実施する預かり保育については、下記の(１)～ (４)の基準を必ず満たすこと。(子ども・子育て支援法施行規則第１条の２)

・預かり保育を実施するその他の幼稚園等(預かり保育について、無償化の対象となる保育が必要な園児がいない場合等)についても、下記(１)～(４)の基準を満たすことが望ましい。

・預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する全ての幼稚園等が下記(５)、(６)を満たすことが望ましい。

(１)職員の配置基準等

次に掲げる幼児の年齢及び人数に応じて職員を置くこととし、配置基準上必要となる担当職員の３ 分の１ 以上を保育士、幼稚園教諭の普通免許状所有者とすること。ただし、当該職員の数は２人を下ることはできない。

ア ３歳児 幼児概ね２０人につき保育に従事する者１人

イ ４歳児・５歳児 幼児概ね３０人につき保育に従事する者１人

(２)職員の専従要件

(１)に規定する職員は、専ら預かり保育に従事するものでなければならないこと。ただし、預かり保育を行うに当たって当該幼稚園等の職員(有資格者に限る。)による支援を受けることが出来るときは、有資格者１ 名で処遇出来る幼児数の範囲内において、専ら預かり保育に従事する職員を１人とすることができる。

なお、「専ら預かり保育に従事する」とは、預かり保育の実施時間中において預かり保育に専従することを意味し、教育課程に係る教育時間等に教育・保育に従事することを妨げるものではないこと。

(３)教育・保育の内容

教育・保育の内容は、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じたものとすること。

(４)設備

食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

(５)職員要件

幼児の処遇を行う職員のうち、(１)に基づき配置する有資格者以外の職員については、次に掲げるものであること。

ア 小学校教諭普通免許状所有者

イ 養護教諭普通免許状所有者

ウ 幼稚園教諭教職課程又は保育士課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

エ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法第10 条第1 項又は第11 条第4 項の規定により免許状が失効したものを除く。)

オ 市町村長等が行う研修を実施した者。

市町村長等が行う研修を実施した者とは、「子育て支援員」の基本研修又は専門研修の「一時預かり事業」「地域型保育」を終了したもの、「家庭的保育者研修」の基礎研修と同等の研修を修了したもの

(６)面積基準

預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児１人当たり1.98 ㎡以上であること。

【担当】

・認定こども園、給付幼稚園の預かり保育無償化の確認について

幼保運営課　助成第二班　白壁・渋谷・齋藤

ＴＥＬ　０４３－２４５－５７３５